

事務局組織運営規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款第43条第5項の規定に基づき、本協会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 本協会の事務局に、部及び室を置く。

- 2 部及び室内に業務グループを設置することができる。
- 3 事務局直下に特定業務に従事する実行本部、プロジェクト等を設置することがある。

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務総長
- (2) その他の職員

- 2 前項の職員とは、雇用契約者及び出向者をいう。
- 3 部及び室の事業状況に合わせ、業務委託者、派遣職員を配置することができる。
- 4 雇用、出向、業務委託等に関する手続、決裁に関する事項は会長が別に定める。

(役職)

第4条 事務局に事務総長、部長、室長、副部長、グループ長等を組織管理者として置く。

- 2 前項のほか、事務局業務の実施にあたり必要があると認めるときは、職員に對外呼称を定めることができる。

(事務総長)

第5条 事務総長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務総長は、会長が理事会の承認を経て任免する。

(所掌事務)

第6条 部長又は室長は、部又は室の最高管理者として、それぞれの部又は室の所掌事務を処理する。

- 2 副部長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 グループ長は、部長又は室長を補佐し、部又は室の所掌事務を処理し、部長又は室長が欠けたとき並びに部長又は室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 その他職員は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を処理する。

(職員の任免と職務)

第7条 職員の任免は、会長が行う。

- 2 職員の職務は、会長の承認を経て、事務総長が指定する。
- 3 役職の任命については、原則以下のおりとする。
 - (1) 部長又は室長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
 - (2) 副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
 - (3) グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。
- 4 昇格、降格については、会長が、専務理事、事務総長、経営企画部からの提案を受け、職員の勤務成績及びその他勤務遂行能力の実証により選考の上、昇格、降格を決定する。
- 5 外部法人への出向を含む配置転換に関する事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第10条 この規則は、2017年4月13日から施行する。

(改正)

2017年12月7日 (2018年1月1日施行)

2018年5月17日

2018年7月26日 (2018年9月1日施行)

2018年9月13日